



白馬村副村長の公募について

令和7年1月16日

白 馬 村

1.公募の主旨

「住む人も訪れる人も幸せになれる持続可能な白馬村」を実現するために、様々な地域課題を解決するための重要施策を強力に推進する人材を副村長として募集します。

2.副村長の職務等

副村長は、地方自治法第161条の規定に基づき設置される職で、選任には村議会の同意が必要となります。職務は、村長を補佐し、村長の命を受けて政策及び企画をつかさどり、その補助機関たる職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより、村長の職務を代理します。(地方自治法第167条)

今回の公募により副村長は、すでに任用されている行政経験のある副村長との2人体制となります。

2人の副村長が、異なる専門分野やバックグラウンドを持つことから、多岐にわたる行政業務を分担することで政策等においてより良い意思決定が行えるようになることとなり、村政の効率的な運営が可能になり住民福祉の向上に繋がります。

なお、議会への必要な手続については、候補者決定後において行います。

【具体的に取り組む施策】

- 持続可能な環境・経済・社会の実現
- 移住定住施策と交流促進による協働のまちづくり
- 各種施策を実施するための財源確保(新しい地方経済・生活環境創生交付金をはじめとする各種交付金・補助金の獲得、個人版・企業版ふるさと納税の増額推進など)
- ジェンダー平等、若者の活躍、多文化共生の推進

3.応募資格

- (1) 白馬村の目指す持続可能なまちづくりに、深い見識、豊かな発想力と熱意をもって取り組んでいただける方。
- (2) 日本国籍を有する満30歳以上(令和7年1月1日現在)の方。性別、学歴は問いません。
- (3) 民間企業や官公庁などにおいて、正社員・正職員の実務経験が5年以上ある方。
- (4) 住所要件はありませんが、就任後は白馬村内に居住する方。
- (5) 地方自治法第164条に定める副村長の欠格事由に該当する方は応募できません。なお、就任後は、同法に定める兼職禁止の規定の適用を受けます。

4.応募受付期間

令和7年1月16日(木曜日)から2月10日(月曜日)17時まで(白馬村役場必着)

5.任期・待遇等

- (1) 任期 白馬村議会の同意後、任命の日から4年間
- (2) 給料月額 591,000円

(3) 期末手当 年間3.45月分(ただし、就任後の最初の支給分については、在職期間に応じて減額された額となります。)

※令和7年1月1日現在の給与額です。(以後改定される場合があります。)その他、退職手当制度があります。

勤務時間等 常勤の特別職として勤務することになります。(勤務時間、休暇の定めはありません。)

健康保険等 長野県市町村職員共済組合に加入。

6.応募方法等

所定の申込書に、本人確認ができる書類(戸籍謄本・抄本、運転免許証、健康保険証、パスポート、マイナンバーカードいずれかの写し)を添えて、封筒に「副村長応募書類在中」と明記のうえ、簡易書留による郵送または窓口(庁舎内1階 総務課)に直接持参してください。なお、提出していただいた書類は返却いたしません。

【申込書の入手方法】

白馬村公式ホームページからダウンロードの上、印刷してご記入ください。

7.選考方法

(1) 第1次選考(書類審査) 実施予定:令和7年2月13日(木曜日)

…村長、副村長、教育長による審査

(2) 第2次選考 実施予定:令和7年2月21日(金曜日)

①面談審査 …村長、副村長、教育長による審査

②副村長応募者によるプレゼンテーション審査(テーマは1次選考結果とあわせて通知します。)

…村長、副村長、教育長による審査

③小論文審査 テーマ『白馬村副村長として取り組みたいこと』800字程度を提出

(3) 候補者発表 令和7年2月下旬

8.実施条件

公募の結果、以下の条件が確認された場合は、本件(公募)を中止いたします。

(1) 選考の過程において、公正を欠く事象があった場合

(2) やむを得ない事情により、本件の進行ができなくなった場合

(3) 審査の結果、適格と認められる公募者が不在だった場合

お問い合わせ先・申込書送付先

〒399-9393 長野県北安曇郡白馬村大字北城7025 白馬村役場 総務課

Tel (0261) 72-5000 内線1117 Fax (0261) 72-7001

Eメール somu@vill.hakuba.lg.jp ホームページ <http://www.vill.hakuba.lg.jp>